

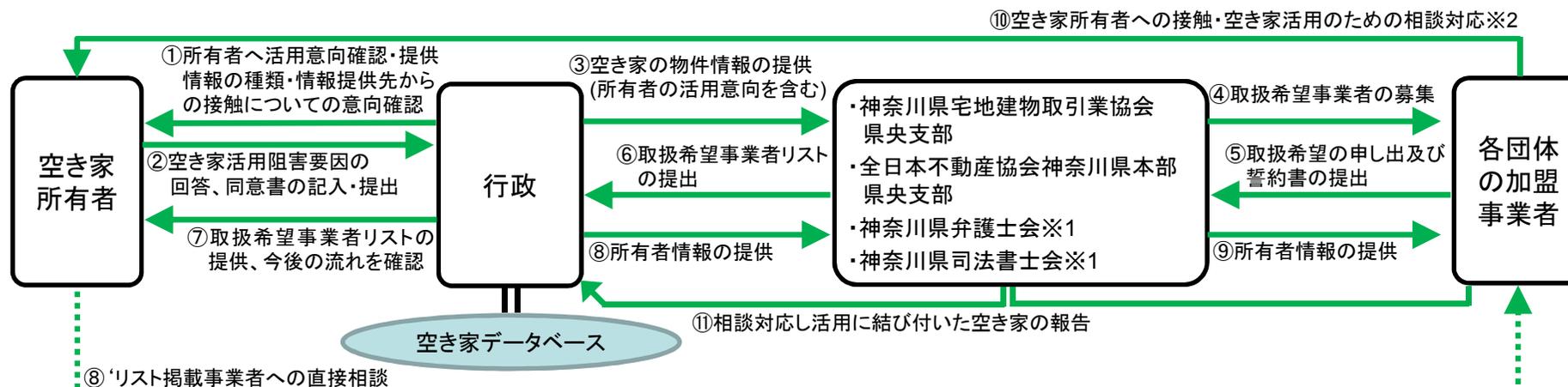
神奈川県厚木市

事業名称: 空き家利活用所有者意向尊重型推進事業

- 不動産関係団体に対し、空き家所有者の意向に沿った情報提供を行うとともに、流通に課題がある空き家の対応方策について専門家等と連携しながら検討する。

1. 所有者情報の外部提供の流れ

(対象とする空き家: 空き家実態調査、水道閉栓情報、住民からの情報提供(通報等)から抽出した空き家)



※1 宅建業者だけでは空き家活用の阻害要因が解消できない場合のほか、空き家所有者から電話等で直接相談があった場合に対応
※2 空き家所有者へ接触するのは、案件ごとに取扱希望の申し出をした事業者のみ

2. 情報提供における官民の役割

【厚木市】

- 所有者への情報提供意向確認(①)
- 同意を受けた物件の外部提供(リスト及び個票作成)(③)
- 同意した所有者への民間(取扱希望)事業者リストの配布(⑦)
- 民間事業者への個人情報取扱等に関する注意喚起

【民間事業者(団体)】

- 取扱を希望する空き家の申し出及び誓約書の提出(⑤)
- 空き家ごとに取扱希望事業者のとりまとめ(リスト作成)(⑥)
- 情報提供を受けた所有者への接触・相談対応(⑩)

3. 民間事業者への情報提供における取り決め等

- 同意を得た所有者情報等の提供先は不動産関係2団体に同時に提供
- 団体事務局から加盟事業者に情報を提供し、団体加盟事業者は、情報提供された空き家の取扱を希望する場合、申し出及び誓約書を加盟団体事務局に提出
- 団体事務局は、取扱を希望する事業者をリスト化
- 空き家所有者に接触するのは、リストに記載された事業者のみ

神奈川県厚木市

事業名称: 空き家利活用所有者意向尊重型推進事業

4. 事業における特徴・成果

【空き家所有者向けの空き家活用意向調査の実施】

- 市で運用している空き家データベースに登録されている所有者等に対し、活用意向および外部提供の意向確認調査を実施した。
- 調査票発送は延べ1,097件(空き家所有者712件、うち未回答385件に再送)、うち回答は415件、回答率は約59.9%であった。
- 調査回答者からの同意書提出は21件であった。また専門事業者への依頼や、空き家バンクへの登録は希望するが所有者情報の外部提供に同意しない理由(複数回答)としては、「個人情報民間事業者等に伝わるのが不安」が33.3%「荷物や家具などの残置物の整理が済んでいない」が27.8%であった。

【市で運用する空き家データベース及び各部署の役割】

情報所有者	アクセス権限	入力情報の情報源の詳細	各部署の役割	
			内容	備考
住宅課	○	空き家実態調査、地域住民からの苦情・通報、他部署からの相談	空き家所在地の把握	データベースで共有している空き家の状態確認を通年で実施
生活環境課	○	住民からの相談処理票のうち、「雑草・樹木の繁茂等」に関すること	空き家所在地の把握	データベースで共有している空家の雑草・樹木の繁茂について年2回調査を実施
消防本部	○	『厚木市火災予防条例』及び『厚木市消防空き家等調査取扱要綱』に基づき現地調査を行い作成している空き家台帳	建物の状態の確認	データベースで共有している火災予防上危険な空き家について年2回調査を実施
建築指導課	○	空き家データベースをもとにした現地調査結果	建物の状態の確認	主にデータベースで共有している空き家の状態確認を通年で実施
資産税課	○	固定資産税課税情報	所有者情報の提供	空き家所有者情報の提供
市民協働推進課 (自治会長管轄部署)	×	市民相談	空き家所在地の把握	件数は少ない。相談対応は住宅課が担当
セーフコミュニティ くらし安全課	×			
介護福祉課	×	ひとり暮らし老人台帳、介護保険認定申請書類等のうち、「所有者の生活状況・施設入所状況等」、「親族等の連絡先」	所有者情報の提供	資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼
市民課	×	住民票、死亡届等のうち、「所有者等の住所及び生死」		
福祉総務課 (民生委員管轄部署)	×	災害時要援護者登録台帳のうち、「所有者の生活状況」、「親族等の連絡先」	所有者情報の提供	資産税課把握の所有者情報で不足がある場合に住宅課から情報提供を依頼
生活福祉課	×	生活保護台帳のうち、「所有者の生活状況」、「親族等の連絡先」		

※アクセス権限は、必要最低限の部署に限定。把握している空き家は、年間をととして各部署で定期的な実態調査を行い、随時最新情報の把握に努めている。

【空き家活用意向調査の調査票等】

(必ずお読み下さい)

(調査票)

上記の他、以下を同封している。

- ・「空き家等に関する情報提供同意書」
- ・「空き家所有者のための無料相談会等」ちらし兼申込書
- ・「協定締結団体」電話相談一覧のちらし

※意向調査票には、市で把握している空き家の概要を事前に印字した

神奈川県厚木市

事業名称: 空き家利活用所有者意向尊重型推進事業

4. 事業における特徴・成果

【厚木市と民間事業者団体との相談会等開催】

- 所有者情報の外部提供への同意取得を促進するため、意向調査に加えて空き家所有者向けの相談会を開催した。
- 相談会へ参加した30組のうち、意向調査対象者は28組で同意書提出は2件であった。また、意向調査の対象でない参加者からの同意書提出は0件であった。

【民間事業者への情報提供について】

- 民間事業者への情報提供は、活用意向調査の結果及び不動産関係2団体との協議を踏まえ、以下の手順で行うこととした。
 - ① 市は、同意を得た所有者情報等について、不動産関係2団体に同時に提供を行う。
 - ② 不動産関係2団体の各事務局は、情報提供を受けた空き家ごとに取り扱を希望する事業者を募り、申し出があった事業者のリスト(取扱申し出事業者リスト)を作成する。
 - ③ 市は、取扱申し出事業者リストを所有者に提供し、今後の流れについて意向を確認(事業者から所有者に連絡する、又は、所有者から事業者に連絡する)する。

【相談会の概要】

- 協定締結4団体による合同相談会 [11月2日]

相続、売却、活用、管理などの悩みを専門家の解決！
空き家所有者のための無料相談会
 「相続した空き家や土地、住居がなくなってきた家などお持ちの方は、相続や売却、管理などでお悩みを抱かれています。お悩みを解決したい方、売却したい方、空き家を活用したい方、管理の方法や売却の方法、賃貸の募集などについて、お悩みを解決するための専門家と相談していきましょう。空き家の所有者、相続人、近隣住民の方の安心・安全を第一に、お悩みを解決することを目指します。お悩みを解決するための専門家と相談することです。空き家の活用や売却の方法、お悩みを解決するための専門家と相談することです。空き家の活用や売却の方法、お悩みを解決するための専門家と相談することです。」
日時 平成29年11月2日(木) 午後1:30~午後4:30
場所 アミューあつぎ 6階 ルーム606・607
対象 厚木市内に空き家を所有している方又はその関係者
申し込み方法
 申込書(チラシ添付)を郵送またはご来館いただき、10月16日(月)から開始、FAXまたはお電話にて、下記までお申し込みください。
申し込み先 厚木市 住宅課 空き家利活用推進担当 〒246-225-2330
 電話 046-224-0621 FAX 046-224-0621 E-Mail 3500@city.atsugi.kanagawa.jp
 厚木市 住宅課 空き家利活用推進担当 〒246-225-2330
 電話 046-224-0621 FAX 046-224-0621 E-Mail 3500@city.atsugi.kanagawa.jp

(相談内容抜粋)

- ・所有者が亡くなり、今後の相続手続き、管理方法、売却に向けた準備などについて知りたい。相続手続きは途中で、口頭での協議は決まっている。
- ・所有者が亡くなり、遺産分割未了。法定相続人は配偶者と所有者の甥姪。配偶者は認知が入っているが、判断能力あり、意思疎通可。将来的に売却を考えているが、どう進めたらよいか。

- 空き家セミナー及び不動産個別相談会 [2月16日]

空き家セミナー & 不動産個別相談会
無料
 「相続した空き家はどうしたらいいだろう」「子どもに渡したいがしばらく放置してしまっている」「家の売却に悩むことがからない」など、空き家に関するお悩みを解決します。市ではこの際「空き家セミナー」と「不動産個別相談会」を併せて同時開催します。この機会に、お持ちの空き家について考え、お悩みを解決のヒントが見つかるかもしれません。
日時 平成30年2月16日(金) 13:30~16:30
場所 アミューあつぎ 6階 ルーム606・607
対象 市内に空き家を所有している方又はその関係者
セミナー 講師: 宅地建物取引士 定員: 各回20名
 第1回 13:30~13:50 『空き家の利活用・管理について』(仮)
 第2回 15:00~15:20 『空き家を売却する際の納付と注意点』(仮)
不動産個別相談会 相談員: 宅地建物取引士 1回30分以内
 相談時間: 14:00~15:00 15:30~16:30 (最終受付は16:00)
申し込み方法
 申込書(チラシ添付)とお悩み内容をご記入いただき、郵送、FAXまたはE-Mailで、下記までお申し込みください。お申し込みです。
申し込み先 厚木市 住宅課 空き家利活用推進担当 〒246-225-2330
 電話 046-224-0621 厚木市庁舎1F117 厚木市役所第一庁舎12階
 FAX 046-224-0621 E-Mail 3500@city.atsugi.kanagawa.jp

(当日の様子)

